

策定年度 (策定年月日)	昭和 46 年度 (昭和 47 年 3 月)
変更年度 (変更年月日)	昭和 55 年度 (昭和 56 年 2 月)
変更年度 (変更年月日)	令和 4 年度 (令和 5 年 1 月 27 日)
計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度

山形県長井市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書 (計画変更)

令和 5 年 1 月

山 形 県 長 井 市

目 次

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区の地目別面積	4
5 長井市の産業導入地区の現状	4
6 産業導入未決定地の活用見込み	5
7 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第 2 導入すべき産業の業種及び規模	8
1 導入すべき業種	8
2 選定理由	9
3 導入すべき産業の規模	12
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	14
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	14
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	14
3 認定農業者等の育成	15
4 農地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	16
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	17
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	17
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	17
第 6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	21
1 施設の整備等	21
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	22
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	23
1 労働力の需給の調整	23
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	23
第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	24
1 担い手の育成・確保	24
2 農業生産基盤及び農業施設の整備	26
第 9 その他必要な事項	27
1 企業の撤退時のルール等について	27
2 実施計画のフォローアップについて	27
3 その他	29

添付図面

- | | |
|------|---|
| 別紙－１ | 産業導入地区の所在、地番、面積等 |
| 別紙－２ | 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況 |
| 別紙－３ | 主な既存企業の概要 |
| 別紙－４ | 立地条件表 |
| 別図－１ | 産業導入地区位置図 |
| 別図－２ | 農業振興地域土地利用計画図 |
| 別図－３ | 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図
(農業生産基盤整備状況図) |
| 別図－４ | 主な既存企業の位置図 |
| 別図－５ | 公図写(今泉地区) |

(前 文)

山形県の南西部に位置する長井市は、市の西部一帯が朝日山系の険しい山岳地帯であり、東部は出羽丘陵地帯となっている。この両山系の間を南より北に最上川が貫流し飯豊山系を源流とする白川が市の南部で、朝日山系を源とする野川が市の中央部を流れ、最上川に合流している。気候は、日本海岸の影響が濃い盆地型であり、直近 3 年間の年間降水量の平均値は約 1,643mm、年平均気温は 10～12℃程度であり、内陸盆地特有の一日のなかでも寒暖の差が大きく、夏は高温多湿で気温 35 度を超える日がある。また、冬は、日本海からの季節風の影響で風雪の日が多く豪雪地帯となっている。

本市の農業構造は、昭和 35 年から 44 年までの 10 年間は高度経済成長の影響により都市部への人口流出が進み、その後は米をはじめとする多くの農産物の販売価格の低迷による農業収入の伸び悩みを背景にして、農家数の減少と営農の兼業化が進行してきた。また、農業就業人口割合は減少を続け、農業労働力の高齢化が進み、さらに経営規模においては 5ha 以上の農家の比率が増加し、その拡大が進んでいる。今後のさらなる人口減少に伴い、農業の担い手不足が深刻化し、基幹産業としての維持が困難となり、地域の活力低下もおおいに危惧されるところである。

こうした中、国では令和 2 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進」、「6 次産業化等の推進」、「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」、「経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設」、「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」、「更なる農業の競争力強化のための改革」、「人口減少社会における農山漁村の活性化」、「農業の生産基盤強化のための新たな政策展開」、「ポストコロナに向けた農林水産政策の強化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本市においても、農林業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、市独自の支援も織り交ぜながら、長井市第五次総合計画後期基本計画と、山形県農業振興地域整備基本方針、人・農地プランに沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、長井市第五次総合計画後期基本計画において、「資源を活かし活力を生み出すまちづくり」を標榜する本市においては、新たな企業進出を促す環境づくりとして、積極的に企業や工場の誘致を進め、新たな雇用機会の創出し、既存産業の活性化を図ることも今後の課題とされている。

市内に安定的な優良企業を誘致できれば、第 2 次産業・第 3 次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、産業導入地区の拡大に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、昭和 56 年 2 月に定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和 5 年 4 月から 5 か年間とし、令和 9 年度までに産業の導入の目標を達成する。

第 1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備 考
長井北工業団地	長井北工業団地	継続
今泉地区	今泉地区	新規

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・長井北地区

所在地：山形県長井市成田字開123-1 外423筆 面積：273,561.50㎡

- ・今泉地区

所在地：山形県長井市今泉字前谷地2521 外 101筆 面積：204,675.00㎡

全体面積：478,236.50㎡

地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 継続地区（長井北工業団地）

継続地区としては、昭和 47 年に長井北工業団地を設定し、昭和 56 年に拡大しており、設定済みである。

(2) 新規地区（今泉地区）

新規地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

① 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

近年、本市を含む置賜地方においては、米沢市で三井屋工業株式会社によるフェンダーライナー等の新工場の操業などの動きが見られる。また、隣接する南陽市でも、株式会社かわでんによる配電盤等の塗装工場の建設、山形食品株式会社によるペットボトル容器充填工場の建設、株式会社ナカノアパレルによるアパレル製品生産の工場棟と研修施設の建設など、立地・設備投資に向けて積極的な動きが見られる。

② 市場への近接性

本市の中心部への交通利便性が高く、国道 113 号に隣接していることから仙台方面や新潟方面など広域交通体系の利用にも優れた条件を有している。

③ 交通インフラの整備状況

新潟山形南部連絡道路(梨郷道路)が令和 5 年度に開通予定であり、本市から他地域への効率的な物流が可能になることが期待されている。

④ 周囲の企業の立地動向

国道 113 号線沿いに(株)加藤紙器や古河電工パワーシステムズ(株)長井事業所、第一貨物(株)長井支店など様々な業種の企業が立地している。

⑤ 市内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区のうち、長井北工業団地の一部において、現況で未利用地が存在するが、一団での土地利用は困難であることから、導入企業の立地条件を満たすことができない。

上記の結果を踏まえて、今泉地区を新規の産業導入地区として選定したものである。

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農 地 等						宅地・その他							合 計
	田	畑			採草放牧地	計	宅 地	うち施設用地等	山 林	原 野	埋 立 地	そ の 他	計	
		普通畑	樹園地	草地										
長井北	33,594.63	1,976.51	0	0	0	35,571.14	218,640.08	218,640.08	0	382.99	0	18,967.29	237,990.36	273,561.50
今泉	184,108.00	0	0	0	0	184,108.00	0	0	0	0	0	20,567.00	20,567.00	204,675.00
計	217,702.63	1,976.51	0	0	0	219,679.14	218,640.08	218,640.08	0	382.99	0	39,534.29	258,557.36	478, 236. 50

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
今泉	184, 108. 00	0	0	0	184, 108. 00

5 長井市の産業導入地区の現状

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積				産業導入不可面積※
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
令和４年 (現 状)	長井北	273,561	150,020	65,553	40,414	15,842	24,572	0	17,574

※産業導入不可面積には、実施計画に位置付けられていない公衆用道路のほか、用悪水路などの団地機能を維持していくための土地を含む。

6 産業導入未決定地の活用見込み

既存の産業導入地区(継続地区)には、産業導入未決定面積が存在するが、造成済面積、未造成面積となっているそれぞれの用地について、既存の産業導入地区に立地する企業から拡張用地としての相談が複数あり、今後の活用が見込まれている。

7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【長井北地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	7. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引 非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

【今泉地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	7. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引 非線引)
⑨. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【長井北地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	2	3	4	5	6

【今泉地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【長井北地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	③	4	5	6	7	8

【今泉地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(4) その他

① 都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域は、昭和43年10月25日に指定され、その後、平成22年3月30日に変更が行われている。長井北地区は都市計画区域内であり、用途指定がなされている。今泉地区は都市計画区域内であるが、都市計画法に基づく用途地域及び地区は設定していない。

② 農地転用に関する調整の結果の状況

- ・長井市農業委員会とは令和4年8月30日に調整済。
- ・白川土地改良区とは令和4年6月15日に調整済。
- ・置賜総合支庁農業振興課とは令和4年6月23日に調整済。

③ 農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域 指定年月日： 昭和45年3月30日
- ・農業振興地域整備計画 策定年月日： 昭和46年5月10日
- ・農業振興地域面積：5,690ha
- ・農用地区域面積：2,992ha
- ・範囲：別図-2のとおり

④ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

- ・別紙-2及び別図-3のとおり

⑤ 周辺における既存企業の立地状況

- ・別紙-3及び別図-4のとおり

⑥ 開発許可を受ける見込み及びその日程

- ・開発許可予定時期：令和6年3月

⑦ 立地条件表

- ・別紙-4のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種

【長井北地区】

大分類	中分類	小分類
建設業	06 総合工事業	062 土木工事業
	06 総合工事業	0641 建築工事業
製造業	09 食料品製造業	099 その他の食料品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	145 紙製容器製造業
	21 窯業・土石製品製造業	212 セメント・同製品製造業
	22 鉄鋼業	225 鉄素形材製造業
	24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
	24 金属製品製造業	245 金属素形材製品製造業
	24 金属製品製造業	246 金属被覆・彫刻業、熱処理業
	25 はん用機械器具製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
	26 生産用機械器具製造業	265 基礎素材産業用機械製造業
	26 生産用機械器具製造業	266 金属加工機械製造業
	26 生産用機械器具製造業	269 その他の生産用機械・同部分品製造業
	27 業務用機械器具製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
	29 電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業
医療，福祉	85 社会保険・社会福祉・介護事業	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業 (他に分類されないもの)	89 自動車整備業	891 自動車整備業

【今泉地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	18 プラスチック製品製造業	183 工業用プラスチック製品製造業
	24 金属製品製造業	245 金属素形材製品製造業
	26 生産用機械器具製造業	262 建設機械・鉱山機械製造業
	28 電子部品・デバイス電子回路製造業	289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2 選定理由

業種の選定にあたっては、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。ついては、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本市の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い業種や、日雇いなど安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたうえで選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模農家、離農した者及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて土壌汚染対策法に基づく届出や公害防止に関する協定を締結することとする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、適正に処理するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業6社との間で、事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったことから、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

① プラスチック製品製造業については、市内に製造工場を有しているが、既設工場を住宅と農地に囲まれており、工場及び倉庫の拡張に際しては十分な土地の確保ができない状況にある。また、既設工場は国道から離れた場所に立地し、交通の便が悪いこともあり、当該地区が、物流の側面から事業を行う上でメリットがあると判断し、当地の選定に至った。

② 金属製品製造業については、立地に関し、問い合わせがあった企業が3社あり、1社は市内に工場があるが、既存の工場の老朽化、狭隘化が進んでおり、また周辺が住宅地となっていることから、将来的には現在地での操業が難しいと考えている。また、新たな設備の導入に際して、移転、新設を検討していたところ、新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が生産の効率面、物流の面で優位性が高く、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、製造工場の新規従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、山形鉄道フラワー長井線の今泉駅にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。そして、担い手への農地集積も推進され、従業員の定住化が進む事によって地域の活性化にも繋がることとなる。

2社目については、市内の住宅地に立地しているが、拡張余地がない状況にある。同社は事業の川下工程の内製化を喫緊の課題としており、新設の工場を既存従業員の通勤範囲内である市内に希望している。そして新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面においても事業を行う上でメリットがあると判断した。

3社目については、市内に既存工場が立地しており、今後の事業拡大に向けて、新事業向けの機械導入を検討、事業用地の拡大を希望している。当該地区が国道113号へのアクセスが容易にできること、取引企業との連携が可能なことから、事業を行う上でメリットがあると判断した。

③ 生産用機械器具製造業については、長井市外に工場を立地している。既設工場は工場の周辺も含めて拡張余地がなく、老朽化や狭隘化も進んでいることから、5～10年後を見据えて移転用地の検討を進めていた新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が国道113号や梨郷道路の供用開始に伴って、仙台方面へのアクセスが容易となるため、物流面においても事業を行う上でメリットがあると判断した。また、市内既存企業との連携、取引の拡大をすることで市内企業の活性化に期待が持てる。

- ④ 電子部品・デバイス・電子回路製造業については、市内で操業しているが、生産規模の拡大に際して工場の拡大を検討している。既設工場の周辺ではまとまった用地の確保が難しく、既存の従業員が通勤できる範囲で市内での移転を希望している。新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しており、また従業員の通勤範囲でもあるため当地を選定した。

3 導入すべき産業の規模

【長井北地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
		m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
06 総合工事業	2	7,311		7,311	20	8	28	-	882.0
09 食料品製造業	3	10,747		10,747	37	13	50	1,115.0	-
14 パルプ・紙・紙加工製造業	1	1,618		1,618	4	1	5	119.0	-
21 窯業・土石製品製造業	1	10,843		10,843	3	2	5	141.0	-
22 鉄鋼業	2	35,591		35,591	116	42	158	4,266.0	-
24 金属製品製造業	3	21,783		21,783	141	51	192	3,840.0	-
25 はん用機械器具製造業	1	2,117		2,117	9	3	12	253.2	-
26 生産用機械器具製造業	3	19,035		19,035	92	33	125	2,662.5	-
27 業務用機械器具製造業	1	4,031		4,031	15	5	20	418.0	-
29 電気機械器具製造業	1	53,144		53,144	15	11	26	652.6	-
31 輸送用機械器具製造業	2	35,750		35,750	111	41	152	3,131.2	-
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	7,630		7,630	15	5	20	-	6.4
89 自動車整備業	2	5,973		5,973	12	4	16	-	14.4
計	23	215,573		215,573	590	219	809	16,598.5	902.8

【今泉地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
		m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
18 プラスチック製品製造業	1	20,000		20,000	53	37	90	1,512.0	-
24 金属製品製造業	3	40,000		40,000	60	42	102	2,040.0	-
26 生産用機械器具製造業	1	100,000		100,000	167	118	285	6,070.5	-
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	40,000		40,000	73	52	125	4,850.0	-
計	6	200,000		200,000	353	249	602	14,472.5	-

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和9年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同じ。)は、次のとおりとする。

【長井北地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
		人	人	人	%	%	%
06 総合工事業	2	13	3	16	65.0	37.5	57.1
09 食料品製造業	3	25	5	30	67.6	38.5	60.0
14 パルプ・紙・紙加工製造業	1	2	0	2	50.0	0.0	40.0
21 窯業・土石製品製造業	1	2	1	3	66.7	50.0	60.0
22 鉄鋼業	2	78	16	94	67.2	38.1	59.5
24 金属製品製造業	3	95	19	114	67.4	37.3	59.4
25 はん用機械器具製造業	1	6	1	7	66.7	33.3	58.3
26 生産用機械器具製造業	3	62	13	75	67.4	39.4	60.0
27 業務用機械器具製造業	1	10	2	12	66.7	40.0	60.0
29 電気機械器具製造業	1	10	4	14	66.7	36.4	53.8
31 輸送用機械器具製造業	2	75	16	91	67.6	39.0	59.9
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	10	2	12	66.7	40.0	60.0
89 自動車整備業	2	8	2	10	66.7	50.0	62.5
計	23	396	84	480	67.1	38.4	59.3

【今泉地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
		人	人	人	%	%	%
18 プラスチック製品製造業	1	12	6	18	22.6	16.2	20.0
24 金属製品製造業	3	13	8	21	21.6	18.6	20.6
26 生産用機械器具製造業	1	37	19	56	22.1	16.1	19.6
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	16	9	25	21.9	17.5	20.0
計	6	78	42	120	22.1	16.8	19.9

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農 家 人 口	農 業 従 事 者	基 幹 的 農 業 従 事 者
令和2年度 (現 状)	人 2,336	人 1,477	人 789
令和9年度 (見込み)	1,538	984	558

注：現状は農林業センサス

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）の現状・見込み

区 分	認 定 農 業 者	認 定 新 規 就 農 者	集 落 営 農
令和2年度 (現 状)	経営体 186	経営体 4	集落営農 14
令和9年度 (見込み)	167	15	12

注：現状は令和3年3月現在

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準到達者への農用地の利用の集積に関する計画

(単位：ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準 達成者への 利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業 受託	計 ②	
現状	2,960	691.65	1,024.36	541.87	2,257.88	76.3%
目標	2,920	534.24	1,225.73	576.03	2,336.0	80.0%

(2) 認定農業者等の経営規模

(単位：経営体(集落営農)、a、頭、羽、箱等)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者等の数		経営規模	
		令和2年 現在	令和9年 目標	令和2年 現在	令和9年 目標
単一経営	①水稲	22	19	17,830	16,939
	②露地野菜	5	5	21,815	20,725
	③施設野菜	5	5	670	637
	④花き	2	2	564	536
	⑤果樹苗木	3	3	1,075	1,021
	⑥畜産	5	4	459	450
複合経営	⑦水稲＋果樹	16	15	8,956	8,508
	⑧水稲＋野菜	103	90	118,315	112,399
	⑨水稲＋畜産	22	21	20,333	19,316
	⑩果樹＋野菜	2	2	399	379
	⑪花き＋野菜	1	1	325.8	326

※経営規模に関しては、⑥畜産のみ(頭)、それ以外は(a)

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体等の設立を図る。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

農用地の利用集積を進めるにあたっては、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本市の農用地利用改善団体が実施している集団化構想に基づき、農作業の効率化と農用地の有効利用のため集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

特に、農用地の利用集積に当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

認定農業者の育成に向けては、特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の産業導入地区(長井北地区)には一部に未利用地が存在するが、既存の産業導入地区に立地する企業から拡張用地としての相談が複数あり、今後の活用が見込まれているため、活用が困難である。

(2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本市における荒廃農地(遊休農地)は全体で約 61.2ha (荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(令和2年))となっているが、市域に散在しており、まとまった用地を確保することは困難である。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

①都市計画法における工業系用途地域について

当市の都市計画区域内における用途地域面積は 564.0ha である。そのうち準工業地域は 33.0ha、工業地域は 65.0ha、工業専用地域は 23.0ha となっており、工業系の用途地域は全体で 121.0ha になる。そのうち未利用地が約 6.3ha 存在するが、用地が散在しており、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

②農業振興地域以外の地域について

農業振興地域以外の地域は 15,777ha 存在するが、約 9 割にあたる 14,635ha が東西の山林地帯であり、そのうち約 4 割が置賜地域森林計画の対象森林となっている。産業導入地区として開発を行った場合に山林地帯の治水、治山能力への多大な影響が想定されるため、産業導入地区として開発することは困難である。

③農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

農業振興地域内の農用地区域以外の地域は、山間部及び集落の周辺部にわずかに散在するのみで、道路沿線では農業以外の土地利用が進み、一定規模の土地を必要とする産業導入地区を設定することは困難である。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

上記 1 及び 2 (1) のとおり、本市においては農用地区域以外に用地を求められない状況であることから、北側は市道 25 号歌丸添川線、南側は国道 113 号に接し、新潟山形南部連絡道路の開通も予定されている本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができ、今後の農業基盤整備事業や農地の集積・集約化を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地の集積・集約化の推進への影響可能性

今泉地区においては、地区内を南北、東西に横断する市道の整備及び北側市道の整備を予定しているが、既存の市道の改良であり周辺地区との往来は従来どおり可能である。また必要な場合は新たな農道を整備して対応することから、高性能機械による営農に支障は生じない。さらに農業生産基盤整備事業は実施から 8 年以上経過しており、影響はない。また、産業導入地区南側周辺部が地権者の意向により、農地中間管理権が設定されているが、土地改良法（昭和 24 年法律 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業が伴う農用地ではない。加えて、地権者による集約化もされておらず、農地中間管理事業の取り組みへの影響は少ない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

今泉地区には、9 名の認定農業者が産業導入地区の総面積約 20ha に対し約 9.5ha の農地において営農している。認定農業者については、当該地区以外にも農業経営を営む農用地が存在することから、経営面積に対する今泉地区に係る面積が僅少のため、影響は軽微である。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

今泉地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

(イ) 今泉地区に企業が立地し工場用水を取水する場合は、基本的には長井市上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

(ロ) 立地企業から排水される水については、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行い、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守

し、農業用排水路を経由して、白川に排水する。また、雨水についても農業用排水路を経由して、白川に排水する。

(ウ) 農業用排水路については、白川土地改良区と十分協議を行い、付け替えを実施することで同意を得ており、用排水の機能を維持するため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない

(エ) 地区内の農道の廃止による影響については、受益地の全てが産業導入地区の区域内にあるため、農作業に支障がでることはない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

今泉地区は、面的及び線的整備に係る土地改良事業等は8年以上経過している。

また、本市における産業集積地にも近接しており、用水、電力等の供給の条件など導入企業の求める立地条件に見合う本地区に産業的土地利用を集積することで、無秩序な農地のかい廃防止にも寄与する区域として選択したものである。

(3) 面積規模が最小限であること

企業ニーズを踏まえ、今回立地を計画している各企業の面積は駐車場を含め、最小限の面積に留めている。加えて、立地予定企業の同業種の平均的な規模と比較しても、過大ではないと考えられる。また、緑地、調整池の面積については、工場立地法等の法令に則るとともに道路等の整備も現状の市道の拡幅など、必要最小限の形で行う。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

今泉地区においては、平成17年に白川地区国営造成土地改良施設整備事業が行われているが、事業完了後、8年以上経過している。

上記内容について、各団体と下記のとおり協議・調整を行い、内容について以下のとおり合意を得た。

- ・ 白川土地改良区 令和4年6月15日協議にて調整・合意
- ・ 山形おきたま農業協同組合 令和4年8月30日協議にて調整・合意

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

今泉地区には、農地中間管理権が存続している農用地が一部含まれているが、農地中間管理事業を重点的に実施する区域には指定されておらず、農地中間管理機構関連事業を行う予定の農用地も含まれていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・目標年次までに施設用地として確保すべき面積：204,675.0 m²
- ・調達の方法：令和5年度に長井市が買収する。
- ・用地を造成する場合の事業主体及び造成年次：令和6年度に長井市が実施する。

② 道路等の整備

産業導入地区への進入道路は、農業用道路を整備して利用する。進入口は、国道113号への取り付け道路付近に整備し、利用者の利便性向上を図る。

③ その他

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

用水等については、前述のとおり、基本的には長井市上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

立地企業から排水される水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、農業用排水路を経由して、白川に排水する。また、雨水についても農業用排水路を経由して、白川に排水する。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、長井公共職業安定所や学校、公共職業能力開発施設との連携を強める。

② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関との情報交換を密にし、東北経済産業局や各大学等とも連携を図る。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

長井市では、長井市第5次総合計画後期基本計画の基本方針の1つに「豊かな暮らしを実現できる！ 長井で働く魅力UP 戦略」を掲げ、今後の取組として、各産業における市外からの人材誘致に向けた、UIJ ターンを考えている人向けの情報提供や大学生への求人の支援、子育て世帯を中心に定住を促進する良質な宅地の分譲や、定住促進住宅の施設改修、住宅取得・増改築への支援、移住・定住希望者が長井の生活を知る機会や、地域と交流する機会を創出する移住等に取り組むとしている。併せて、具体的な施策として「快適で安全に暮らせる美しい都市環境の実現」も掲げており、長井市への移住や定住を促すため、居住ニーズを満たす良好な宅地を提供していくとともに、子育て世帯に配慮した定住促進住宅の施設改修を実施、危険空き家等の所有者等による除却を支援し、市民の安全と良好な生活環境を守っていくとしている。今後もこれらの取組を推進し、定住人口の確保を図る。

(2) 地域間交流の条件の整備

今泉地区における隣接地域との交流促進に向けては、産業導入地区における協議会等の設立などを検討するなどして、率先して地域間交流を図る。

(3) 生活基盤インフラの整備

あらゆる人が快適に利用できる道路環境を作り、まちの活性化を図るため、市民生活に密着した生活道路や、商工業者が利用しやすい産業導入地区を含む工業団地への連絡道路等の整備を進めるとともに、市内の国道及び県道を管理する機関に対し、市内の渋滞箇所や通行上支障となり得る箇所等について改善されるよう、交差点の改良や道路の拡幅等を積極的に要請する。併せて、公共交通機関の利用促進に向けたPRを行うとともに、路線の維持・拡充を進めるため、公共交通事業者に対する支援を行う。また、橋梁についても、5年に1回の点検を行うとともに、長寿命化計画を立て、調査・修繕・架替を進める。

また、災害から市民の生命・財産を守るため、県や国と連携し、一級河川最上川、白川の改修を進めるとともに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所を整備するほか、老朽化した水道施設や甘露の更新、浄水施設や配水池の機能強化、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進、民間事業者との連携による高速通信環境の整備等にも努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- ・長井市農業委員会、山形県農業総合研究センターとの協力体制を確立し、農地の流動化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる70歳未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用に努めるものとする。特に高年齢者の就業については長井公共職業安定所、公益社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センターと連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- ・優良企業の誘致を契機とし、希望者の把握に始まるUターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の市内就業・地元定着の促進を図る。このために、長井公共職業安定所と連絡を密にし、学校や公共職業能力開発施設に対するPRのほか、導入企業の意向に沿って協力する。
- ・男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業を援助するため、就業相談会の開催や企業への啓発活動を行う。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

- ・農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、市と長井公共職業安定所、長井市農業委員会、山形県若者就職支援センター等と密接に連携し、職業相談を行う。
- ・公益財団法人山形県企業振興公社に設置された山形県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携、経済産業省 東北経済産業局が推し進める「地域中小企業人材確保支援等事業」による取組等を活用することで、農業従事者の産業への就業の円滑化を図る。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

本市における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている労働環境の改善に取り組むこととし、家族経営協定に向けた取り組みを積極的に行いながら、家族経営協定の締結に基づく役割分担、給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組としては、公益財団法人やまがた農業支援センターや農業技術普及課、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

また、中長期的には、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組としては、本市が主体となって山形県農林大学校や農業技術普及課、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、青年農業士、農業協同組合等と連携協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、新規就農者等研修懇談会への参加を促すとともに、長井市担い手連絡協議会との交流の機会を設ける。また、直売所運営団体とも連携して、直売施設への出荷のためのアドバイスを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

さらに、経営力の向上に向けた支援として、「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、山形県農林大学校による経営発展講座や農業技術普及課による農業経営実践講座の受講の促進、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細かな支援を実施する。

加えて、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

なお、就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人やまがた農業支援センター、農業技術普及課、技術や経営ノウハウについての習得については山形県農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業技術普及課、農業協同組合、認定農業者、指導農業士や青年農業士、地域連携推進員等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)	備考
農地中間管理機構関連農地整備事業(森・東五十川地区)	農地整備 45ha	山形県	45	1,310	令和7年度～ 令和12年度	
農業競争力強化農地整備事業(成田地区)	農地整備 187ha	山形県	187	3,425	平成29年度～ 令和12年度	
農業競争力強化農地整備事業(草岡地区)	農地整備 216ha	山形県	216	4,076	平成29年度～ 令和12年度	
農業集落排水施設整備事業(今泉地区)	農業集落排水施設整備 98ha	長井市	98	346	令和1年度～ 令和4年度	
農業集落排水施設整備事業(大久保地区)	農業集落排水施設整備 98ha	長井市	50	200	令和4年度～ 令和6年度	
農業用河川工作物等緊急対策事業(諏訪堰2期地区)	頭首工 50ha	山形県	50	106	平成30年度～ 令和4年度	
農村防災施設整備事業(長井地区)	防火水槽設置 98ha	長井市	30	33	平成30年度～ 令和2年度	
農地耕作改善事業(野川4地区)	用水路整備 2,266ha	土地改良区	2,266	4	令和2年度～ 令和2年度	
地域用水環境整備事業(野川地区)	小水力発電施設	山形県	2,114	605	平成24年度～ 平成30年度	
水路施設等整備事業(野川地区)	用水路整備 3,632m	山形県	420	140	平成25年度～ 平成31年度	
水路施設等整備事業(諏訪堰地区)	用水路整備 6,700m	山形県	48	35	平成26年度～ 平成31年度	
農地耕作改善事業(野川地区)	排水路整備 600m	土地改良区	45	15	平成30年度～ 平成30年度	
農業基盤整備促進事業(白鷹地区)	管水路整備	土地改良区	1	2	平成28年度～ 平成28年度	
県面的集積事業(下九野本地区)	農地整備 47ha	山形県	47	734	平成29年度～ 令和12年度	

※過去5年間に実施された事業を含む。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、市と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、速やかな事業計画の達成について条項を設け、万一契約の達成が困難な場合には、速やかに市と協議を行うものとする

(2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての法趣旨の合意は得ているが、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2)実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

立地企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤ 遊休地の解消状況

産業導入地区内にある遊休地については、長井商工会議所等の関係機関と連携しながら、解消に向けてフォローアップを行う。

(3)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

3 その他

- ・本計画は「山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画(平成30年3月策定)」に即して実施する。
- ・実施計画の策定にあたっては、下記のとおり、関係団体へ個別の説明と意見聴取を行った。

令和4年6月15日 白川土地改良区への事業説明と意見聴取

令和4年7月20日 長井商工会議所の事業説明と意見聴取

令和4年8月30日 山形おきたま農業協同組合への事業説明と意見聴取

なお、各説明会では事業への反対意見はなく、下記の点に留意してもらいたいとの意見があった。

- ① 農業者の新たな働き口の確保
- ② 農地集約化の推進
- ③ 導入企業と既存産業の連携強化への働きかけ

- ・地権者に対しては個別に事業説明と意見聴取を行い、合意を得ている。
- ・産業導入地区の土地所有者で代替地を希望する権利者については、長井市農業委員会の協力のもとで、極力あつせんに配慮する。また、土地提供者については、希望や能力等に応じて立地企業への安定就職が図られるよう要請する。

別紙ー 1 産業導入地区の所在、地番、面積等

【長井北地区】

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	開	123-1	宅地	宅地	3,125.78	既存
長井市	成田	開	123-62	宅地	宅地	140.66	
長井市	成田	開	123-66	宅地	公衆用道路	2.23	
長井市	成田	開	123-64	宅地	宅地	93.74	
長井市	成田	開	123-65	宅地	宅地	65.14	
長井市	成田	下川原一	123-19	原野	原野	26.00	
長井市	成田	開	123-56	宅地	宅地	62.93	
長井市	成田	開	123-49	宅地	宅地	699.80	
長井市	成田	開	123-54	公衆用道路	公衆用道路	91.00	
長井市	成田	開	123-67	宅地	宅地	36.76	
長井市	成田	開	123-68	宅地	公衆用道路	241.60	
長井市	成田	開	123-55	公衆用道路	公衆用道路	85.00	
長井市	成田	開	123-63	宅地	宅地	12.66	
長井市	成田	開	123-62	宅地	宅地	140.66	
長井市	成田	開	125-12	公衆用道路	公衆用道路	33.00	
長井市	成田	町屋川原	125-9	公衆用道路	宅地	66.00	
長井市	成田	町屋川原	125-10	原野	宅地	23.00	
長井市	成田	開	125-11	公衆用道路	公衆用道路	34.00	
長井市	成田	開	124-1	宅地	宅地	777.78	
長井市	成田	開	124-2	公衆用道路	宅地	2.03	
長井市	成田	開	126-4	公衆用道路	公衆用道路	106.00	
長井市	成田	町屋川原	126-5	公衆用道路	宅地	6.12	
長井市	成田	開	126-3	公衆用道路	公衆用道路	111.00	
長井市	成田	開	140-1	宅地	宅地	87.17	
長井市	成田	開	140-22	宅地	宅地	62.38	
長井市	成田	開	140-21	宅地	宅地	90.90	
長井市	成田	開	140-23	宅地	宅地	123.99	
長井市	成田	開	140-19	宅地	宅地	45.80	
長井市	成田	大柳	698-1	宅地	宅地	13,022.37	
長井市	成田	大柳	698-3	畑	畑	11.00	
長井市	成田	大柳	698-4	宅地	宅地	92.96	
長井市	成田	大柳	698-5	公衆用道路	公衆用道路	209.00	
長井市	成田	大柳	698-6	公衆用道路	公衆用道路	193.00	
長井市	成田	大柳	698-7	宅地	宅地	1,227.27	
長井市	成田	大柳	698-8	宅地	宅地	40.24	
長井市	成田	大柳	699-3	畑	畑	43.00	
長井市	成田	大柳	699-4	原野	原野	29.00	
長井市	成田	大柳	699-5	宅地	宅地	5.39	
長井市	成田	大柳	699-6	宅地	宅地	0.19	
長井市	成田	大柳	700-1	畑	宅地	76.00	
長井市	成田	大柳	700-7	畑	畑	65.00	
長井市	成田	大柳	700-2	畑	宅地	277.00	
長井市	成田	大柳	700-8	畑	畑	66.00	
長井市	成田	大柳	700-5	宅地	宅地	282.39	
長井市	成田	大柳	700-6	宅地	宅地	602.74	
長井市	成田	大柳	700-10	宅地	宅地	70.23	
長井市	成田	大柳	700-11	宅地	宅地	21.27	
長井市	成田	大柳	701-1	宅地	宅地	64.67	
長井市	成田	大柳	701-5	宅地	宅地	7.29	
長井市	成田	大柳	701-6	畑	畑	14.00	
長井市	成田	大柳	702-1	宅地	宅地	290.61	
長井市	成田	大柳	702-3	畑	畑	31.00	
長井市	成田	大柳	702-4	公衆用道路	公衆用道路	300.00	
長井市	成田	大柳	703-3	宅地	公衆用道路	30.49	
長井市	成田	大柳	703-6	公衆用道路	公衆用道路	154.00	
長井市	成田	大柳	703-4	雑種地	宅地	30.00	
長井市	成田	大柳	703-7	公衆用道路	公衆用道路	247.00	
長井市	成田	大柳	704-2	公衆用道路	公衆用道路	4.78	
長井市	成田	大柳	708-1	公衆用道路	公衆用道路	264.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	大柳	708-6	畑	畑	16.00	
長井市	成田	大柳	708-5	畑	畑	28.00	
長井市	成田	大柳	710-1	畑	畑	80.00	
長井市	成田	大柳	717-4	公衆用道路	公衆用道路	4.37	
長井市	成田	大柳	707-3	畑	畑	25.00	
長井市	成田	大柳	724-1	宅地	宅地	6,640.00	
長井市	成田	大柳	724-3	畑	畑	110.00	
長井市	成田	大柳	724-4	公衆用道路	公衆用道路	39.00	
長井市	成田	大柳	726-3	畑	畑	60.00	
長井市	成田	大柳	727-3	畑	畑	45.00	
長井市	成田	大柳	728-4	畑	畑	51.00	
長井市	成田	大柳	729-3	畑	畑	43.00	
長井市	成田	大柳	731-3	畑	畑	47.00	
長井市	成田	大柳	731-4	公衆用道路	公衆用道路	0.23	
長井市	成田	大柳	731-5	公衆用道路	公衆用道路	0.38	
長井市	成田	大柳	733-4	公衆用道路	公衆用道路	92.00	
長井市	成田	大柳	733-5	公衆用道路	公衆用道路	33.00	
長井市	成田	大柳	733-6	宅地	宅地	191.71	
長井市	成田	大柳	733-7	用悪水路	用悪水路	34.00	
長井市	成田	大柳	738-3	公衆用道路	公衆用道路	89.00	
長井市	成田	大柳	743-3	公衆用道路	公衆用道路	109.00	
長井市	成田	大柳	744-3	畑	畑	12.00	
長井市	成田	大柳	745-5	畑	畑	22.00	
長井市	成田	大柳	745-7	公衆用道路	公衆用道路	28.00	
長井市	成田	大柳	745-8	公衆用道路	公衆用道路	0.34	
長井市	成田	大柳三	745-3	畑	畑	155.00	
長井市	成田	大柳	746-4	畑	畑	37.00	
長井市	成田	大柳	747-3	畑	畑	31.00	
長井市	成田	大柳	748-4	畑	畑	47.00	
長井市	成田	大柳	749-3	畑	畑	24.00	
長井市	成田	大柳	750-3	畑	畑	23.00	
長井市	成田	大柳	751-4	畑	畑	50.00	
長井市	成田	大柳	751-5	公衆用道路	公衆用道路	2.65	
長井市	成田	大柳	751-7	公衆用道路	公衆用道路	43.00	
長井市	成田	大柳	753-3	畑	畑	36.00	
長井市	成田	大柳	754-2	畑	畑	5.13	
長井市	成田	八幡下	762-3	宅地	宅地	823.49	
長井市	成田	八幡下	763-3	公衆用道路	公衆用道路	551.00	
長井市	成田	八幡下	763-8	宅地	宅地	1,830.31	
長井市	成田	大柳	764-14	公衆用道路	公衆用道路	9.69	
長井市	成田	八幡下	768-1	宅地	宅地	1,806.07	
長井市	成田	八幡下	768-2	宅地	宅地	8,129.63	
長井市	成田	八幡下	768-3	公衆用道路	公衆用道路	81.00	
長井市	成田	八幡下	768-5	用悪水路	用悪水路	151.00	
長井市	成田	八幡小路	784-1	公衆用道路	公衆用道路	39.00	
長井市	成田	八幡小路	784-3	公衆用道路	公衆用道路	355.00	
長井市	成田	八幡小路	788-2	公衆用道路	公衆用道路	157.00	
長井市	成田	八幡下	798-1	宅地	宅地	1,254.57	
長井市	成田	八幡下	798-3	畑	畑	89.00	
長井市	成田	八幡下	798-5	公衆用道路	公衆用道路	742.00	
長井市	成田	八幡下	798-6	宅地	宅地	9.72	
長井市	成田	八幡下	799-3	畑	畑	72.00	
長井市	成田	八幡下	800-2	宅地	宅地	677.82	
長井市	成田	八幡下	800-3	原野	原野	0.08	
長井市	成田	八幡下	800-4	宅地	宅地	231.17	
長井市	成田	八幡下	803-2	雑種地	雑種地	83.00	
長井市	成田	八幡下	805-2	宅地	宅地	7,116.67	
長井市	成田	八幡下	805-3	用悪水路	用悪水路	133.00	
長井市	成田	八幡下	805-5	宅地	宅地	4.84	
長井市	成田	八幡下	805-6	宅地	宅地	3.60	
長井市	成田	八幡下	805-8	雑種地	雑種地	20.00	
長井市	成田	八幡下	808-1	宅地	宅地	2,594.19	
長井市	成田	八幡下	808-8	用悪水路	用悪水路	137.00	
長井市	成田	八幡下	810-6	田	田	4.07	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	八幡下	810-8	公衆用道路	公衆用道路	310.00	
長井市	成田	八幡下	812-4	田	田	51.00	
長井市	成田	八幡下	812-5	宅地	宅地	1,026.38	
長井市	成田	八幡下	812-6	田	田	21.00	
長井市	成田	八幡下	812-7	用悪水路	用悪水路	165.00	
長井市	成田	八幡下	812-12	田	田	182.00	
長井市	成田	八幡下	812-13	宅地	宅地	5.93	
長井市	成田	八幡下	812-16	公衆用道路	公衆用道路	0.59	
長井市	成田	八幡下	813-2	田	田	24.00	
長井市	成田	八幡下	814-7	畑	畑	37.00	
長井市	成田	八幡下	814-11	畑	畑	12.00	
長井市	成田	八幡下	814-4	田	田	91.00	
長井市	成田	八幡下	814-9	田	田	18.00	
長井市	成田	八幡下	814-8	田	田	13.00	
長井市	成田	八幡下	814-12	田	田	2.95	
長井市	成田	八幡下	814-5	田	田	4.58	
長井市	成田	八幡下	814-10	田	田	0.91	
長井市	成田	八幡下	815-1	田	田	1,652.00	
長井市	成田	八幡下	815-6	公衆用道路	公衆用道路	27.00	
長井市	成田	八幡下	815-7	公衆用道路	公衆用道路	4.05	
長井市	成田	八幡下	815-9	田	田	50.00	
長井市	成田	八幡下	815-4	畑	畑	2.61	
長井市	成田	八幡下	815-8	公衆用道路	公衆用道路	6.93	
長井市	成田	八幡下	816-1	田	田	77.00	
長井市	成田	八幡下	816-2	田	田	432.00	
長井市	成田	八幡下	816-4	田	田	86.00	
長井市	成田	八幡下	818-3	田	田	24.00	
長井市	成田	八幡下	818-5	田	田	5.72	
長井市	成田	八幡下	819-3	畑	畑	11.00	
長井市	成田	八幡下	819-6	畑	畑	7.37	
長井市	成田	八幡下	819-7	畑	畑	4.40	
長井市	成田	八幡下	821-3	宅地	宅地	2,486.66	
長井市	成田	八幡下	821-6	公衆用道路	公衆用道路	61.00	
長井市	成田	八幡下	821-9	宅地	宅地	318.28	
長井市	成田	八幡下	823-6	宅地	宅地	2,940.00	
長井市	成田	八幡下	823-11	田	田	5.10	
長井市	成田	八幡下	833-2	田	田	94.00	
長井市	成田	八幡下	834-2	田	田	43.00	
長井市	成田	八幡下	838-2	田	田	12.00	
長井市	成田	八幡下	841-4	宅地	宅地	283.32	
長井市	成田	八幡下	841-5	宅地	宅地	81.35	
長井市	成田	八幡下	844-8	原野	原野	30.00	
長井市	成田	八幡下	844-7	宅地	宅地	18.67	
長井市	成田	八幡下	850-1	宅地	宅地	6,735.15	
長井市	成田	八幡下	850-4	宅地	宅地	240.89	
長井市	成田	八幡下	850-5	宅地	宅地	1,412.03	
長井市	成田	八幡下	850-2	雑種地	雑種地	12.00	
長井市	成田	八幡下	850-3	雑種地	雑種地	3.22	
長井市	成田	八幡下	851-3	雑種地	雑種地	62.00	
長井市	成田	八幡下	851-4	雑種地	雑種地	66.00	
長井市	成田	八幡下	852-3	雑種地	雑種地	41.00	
長井市	成田	開	853-1	公衆用道路	公衆用道路	676.00	
長井市	成田	開	853-3	宅地	宅地	1,586.31	
長井市	成田	開	853-6	宅地	宅地	139.23	
長井市	成田	八幡下	853-7	宅地	宅地	98.26	
長井市	成田	開一	853-4	宅地	宅地	2,142.35	
長井市	成田	開	856-5	宅地	宅地	4,935.01	
長井市	成田	開	856-7	宅地	宅地	14.93	
長井市	成田	開	856-8	用悪水路	用悪水路	13.00	
長井市	成田	八幡下	856-6	宅地	宅地	139.29	
長井市	成田	八幡下	890-7	田	田	7.25	
長井市	成田	八幡下	890-8	用悪水路	用悪水路	8.97	
長井市	成田	八幡下	890-9	田	田	4.05	
長井市	成田	開	890-10	用悪水路	用悪水路	104.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	八幡下	890-4	宅地	宅地	73.26	
長井市	成田	八幡下	890-5	宅地	宅地	59.40	
長井市	成田	開	891-10	宅地	宅地	2,898.69	
長井市	成田	開	891-11	用悪水路	用悪水路	45.00	
長井市	成田	開	891-2	宅地	宅地	8,163.61	
長井市	成田	開	891-3	公衆用道路	公衆用道路	1,347.00	
長井市	成田	開	891-5	宅地	宅地	844.51	
長井市	成田	開	891-13	宅地	宅地	661.19	
長井市	成田	開	891-6	宅地	宅地	2,116.94	
長井市	成田	開	891-7	宅地	宅地	1,565.55	
長井市	成田	開	891-14	宅地	宅地	0.86	
長井市	成田	開	950-1	宅地	宅地	10,638.96	
長井市	成田	開	950-3	宅地	宅地	204.26	
長井市	成田	開	954-1	宅地	宅地	1,668.64	
長井市	成田	町屋川原	954-7	公衆用道路	公衆用道路	85.00	
長井市	成田	町屋川原	954-8	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	954-9	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	954-10	公衆用道路	公衆用道路	16.00	
長井市	成田	町屋川原	954-11	原野	原野	9.91	
長井市	成田	開	954-12	宅地	宅地	217.89	
長井市	成田	町屋川原	954-13	公衆用道路	公衆用道路	3.15	
長井市	成田	町屋川原	954-15	公衆用道路	公衆用道路	7.02	
長井市	成田	町屋川原	954-16	公衆用道路	公衆用道路	10.00	
長井市	成田	町屋川原	954-17	公衆用道路	公衆用道路	5.39	
長井市	成田	町屋川原	954-19	公衆用道路	公衆用道路	96.00	
長井市	成田	町屋川原	954-20	公衆用道路	公衆用道路	11.00	
長井市	成田	開	954-23	宅地	宅地	133.52	
長井市	成田	開	955-1	墓地	墓地	936.00	
長井市	成田	八幡下	955-6	墓地	墓地	202.00	
長井市	成田	開	955-3	墓地	墓地	101.00	
長井市	成田	八幡下	955-5	墓地	墓地	104.00	
長井市	成田	開	956-1	宅地	宅地	144.00	
長井市	成田	開	956-3	宅地	宅地	41.02	
長井市	成田	開	956-4	公衆用道路	公衆用道路	17.00	
長井市	成田	八幡下	956-2	畑	畑	288.00	
長井市	成田	開	959-1	原野	原野	288.00	
長井市	成田	開	959-2	宅地	宅地	447.00	
長井市	成田	開	961-1	宅地	宅地	328.80	
長井市	成田	開	961-2	用悪水路	用悪水路	29.00	
長井市	成田	開	961-3	宅地	宅地	532.04	
長井市	成田	開	961-4	宅地	宅地	8,975.55	
長井市	成田	八幡下	963-3	公衆用道路	公衆用道路	2.88	
長井市	成田	開	963-6	宅地	宅地	1,414.59	
長井市	成田	開	963-8	宅地	宅地	744.30	
長井市	成田	八幡下	963-4	公衆用道路	公衆用道路	80.00	
長井市	成田	開	963-7	宅地	宅地	749.67	
長井市	成田	開	964-1	宅地	宅地	967.23	
長井市	成田	八幡下	964-2	公衆用道路	公衆用道路	206.00	
長井市	成田	開	964-3	宅地	宅地	640.26	
長井市	成田	開	964-4	宅地	宅地	701.55	
長井市	成田	開	965-3	公衆用道路	公衆用道路	30.00	
長井市	成田	在家下	965-2	雑種地	雑種地	46.00	
長井市	成田	開	966-7	宅地	宅地	311.76	
長井市	成田	在家下	966-2	雑種地	雑種地	446.00	
長井市	成田	開	966-5	公衆用道路	公衆用道路	100.00	
長井市	成田	開	972-2	用悪水路	用悪水路	64.00	
長井市	成田	開	972-3	宅地	宅地	95.01	
長井市	成田	開	984-1	宅地	宅地	237.87	
長井市	成田	開	984-8	宅地	宅地	202.74	
長井市	成田	開	987-1	雑種地	宅地	2,059.00	
長井市	成田	開	987-9	雑種地	宅地	9.96	
長井市	成田	町屋川原	987-2	公衆用道路	公衆用道路	39.00	
長井市	成田	町屋川原	987-4	公衆用道路	公衆用道路	9.91	
長井市	成田	町屋川原	987-5	公衆用道路	公衆用道路	25.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	町屋川原	987-6	公衆用道路	公衆用道路	6.09	
長井市	成田	町屋川原	987-7	公衆用道路	公衆用道路	5.58	
長井市	成田	町屋川原	987-8	公衆用道路	公衆用道路	1.04	
長井市	成田	町屋川原	988-2	公衆用道路	公衆用道路	16.00	
長井市	成田	町屋川原	988-3	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	988-4	公衆用道路	公衆用道路	2.20	
長井市	成田	開	988-5	宅地	宅地	20.62	
長井市	成田	町屋川原	989-1	雑種地	宅地	533.00	
長井市	成田	町屋川原	989-2	公衆用道路	公衆用道路	44.00	
長井市	成田	町屋川原	989-3	公衆用道路	公衆用道路	10.00	
長井市	成田	町屋川原	990-1	雑種地	宅地	854.00	
長井市	成田	町屋川原	990-2	雑種地	雑種地	18.00	
長井市	成田	町屋川原	990-3	雑種地	宅地	1.40	
長井市	成田	町屋川原	991-1	宅地	宅地	4,833.01	
長井市	成田	町屋川原	991-20	宅地	宅地	179.18	
長井市	成田	町屋川原	991-21	公衆用道路	公衆用道路	107.00	
長井市	成田	町屋川原	991-22	用悪水路	用悪水路	10.00	
長井市	成田	町屋川原	991-2	宅地	宅地	778.00	
長井市	成田	町屋川原	991-3	宅地	宅地	486.47	
長井市	成田	町屋川原	991-4	宅地	宅地	1,549.00	
長井市	成田	町屋川原	991-5	宅地	宅地	531.80	
長井市	成田	町屋川原	991-13	公衆用道路	公衆用道路	76.00	
長井市	成田	町屋川原	991-14	公衆用道路	公衆用道路	14.00	
長井市	成田	町屋川原	991-15	公衆用道路	公衆用道路	97.00	
長井市	成田	町屋川原	991-17	雑種地	宅地	4.37	
長井市	成田	町屋川原	991-23	雑種地	公衆用道路	1.75	
長井市	成田	町屋川原	991-18	公衆用道路	公衆用道路	118.00	
長井市	成田	町屋川原	992-2	用悪水路	用悪水路	134.00	
長井市	成田	町屋川原	993-2	用悪水路	用悪水路	14.00	
長井市	成田	町屋川原	993-3	用悪水路	用悪水路	15.00	
長井市	成田	町屋川原	994-1	田	宅地	170.00	
長井市	成田	町屋川原	994-2	田	雑種地	5.28	
長井市	成田	町屋川原	1009-14	畑	宅地	166.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-43	公衆用道路	公衆用道路	12.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-15	畑	宅地	161.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-39	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-16	畑	畑	276.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-40	公衆用道路	公衆用道路	14.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-41	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-17	畑	雑種地・宅	113.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-42	公衆用道路	公衆用道路	28.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-18	公衆用道路	公衆用道路	6.61	
長井市	成田	町屋川原	1009-36	公衆用道路	公衆用道路	14.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-37	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1009-38	公衆用道路	公衆用道路	37.00	
長井市	成田	町屋川原	1021-1	田	宅地	3,458.00	
長井市	成田	町屋川原	1021-15	公衆用道路	公衆用道路	225.00	
長井市	成田	町屋川原	1021-16	田	宅地	191.00	
長井市	成田	町屋川原	1021-2	宅地	宅地	3,001.67	
長井市	成田	町屋川原	1021-14	用悪水路	用悪水路	5.57	
長井市	成田	町屋川原	1021-10	公衆用道路	公衆用道路	1.28	
長井市	成田	町屋川原	1021-11	公衆用道路	公衆用道路	2.10	
長井市	成田	町屋川原	1022-8	用悪水路	用悪水路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1022-16	公衆用道路	公衆用道路	473.00	
長井市	成田	町屋川原	1022-17	公衆用道路	公衆用道路	6.43	
長井市	成田	町屋川原	1022-11	用悪水路	用悪水路	8.71	
長井市	成田	町屋川原	1022-12	用悪水路	用悪水路	6.11	
長井市	成田	町屋川原	1022-9	用悪水路	用悪水路	12.00	
長井市	成田	町屋川原	1022-13	公衆用道路	公衆用道路	52.00	
長井市	成田	町屋川原	1022-14	公衆用道路	公衆用道路	6.22	
長井市	成田	町屋川原	1023-1	田	田	8,149.00	
長井市	成田	町屋川原	1023-6	用悪水路	用悪水路	38.00	
長井市	成田	町屋川原	1023-7	用悪水路	用悪水路	5.49	
長井市	成田	町屋川原	1023-8	公衆用道路	公衆用道路	241.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	町屋川原	1023-9	田	雑種地	338.00	
長井市	成田	町屋川原	1023-4	用悪水路	用悪水路	28.00	
長井市	成田	町屋川原	1023-5	用悪水路	用悪水路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1024	宅地	宅地	2,837.00	
長井市	成田	町屋川原	1025-2	公衆用道路	公衆用道路	328.00	
長井市	成田	町屋川原	1026-1	宅地	宅地	3,338.00	
長井市	成田	町屋川原	1026-2	公衆用道路	公衆用道路	95.00	
長井市	成田	町屋川原	1027-1	宅地	宅地	1,455.12	
長井市	成田	町屋川原	1027-3	公衆用道路	公衆用道路	163.00	
長井市	成田	町屋川原	1027-6	宅地	宅地	1,747.99	
長井市	成田	町屋川原	1028-1	田	宅地	1,412.00	
長井市	成田	町屋川原	1028-3	公衆用道路	公衆用道路	28.00	
長井市	成田	町屋川原	1028-5	田	宅地	2,000.00	
長井市	成田	町屋川原	1028-6	用悪水路	用悪水路	30.00	
長井市	成田	町屋川原	1028-4	公衆用道路	公衆用道路	13.00	
長井市	成田	町屋川原	1029-2	公衆用道路	公衆用道路	326.00	
長井市	成田	町屋川原	1035-5	公衆用道路	公衆用道路	93.00	
長井市	成田	町屋川原	1035-7	公衆用道路	公衆用道路	31.00	
長井市	成田	町屋川原	1035-3	用悪水路	用悪水路	48.00	
長井市	成田	町屋川原	1035-6	公衆用道路	公衆用道路	77.00	
長井市	成田	在家下	1036-1	宅地	宅地	858.15	
長井市	成田	在家下	1036-17	宅地	宅地	319.84	
長井市	成田	窪前	1036-2	宅地	宅地	32,335.49	
長井市	成田	窪前	1036-12	公衆用道路	公衆用道路	17.00	
長井市	成田	窪前	1036-13	宅地	宅地	9,350.46	
長井市	成田	窪前	1036-14	宅地	宅地	1,110.67	
長井市	成田	窪前	1036-3	公衆用道路	公衆用道路	228.00	
長井市	成田	窪前	1036-4	公衆用道路	公衆用道路	84.00	
長井市	成田	窪前	1036-5	公衆用道路	公衆用道路	115.00	
長井市	成田	窪前	1036-11	公衆用道路	公衆用道路	31.00	
長井市	成田	町屋川原	1036-6	宅地	宅地	91.56	
長井市	成田	窪前	1036-7	公衆用道路	公衆用道路	257.00	
長井市	成田	在家下	1036-8	宅地	宅地	71.76	
長井市	成田	在家下	1036-15	公衆用道路	公衆用道路	86.00	
長井市	成田	在家下	1036-18	宅地	宅地	100.07	
長井市	成田	在家下	1036-9	宅地	宅地	267.89	
長井市	成田	在家下	1036-16	公衆用道路	公衆用道路	259.00	
長井市	成田	町屋川原	1039-1	宅地	宅地	23.41	
長井市	成田	町屋川原	1039-2	用悪水路	用悪水路	23.00	
長井市	成田	町屋川原	1041-2	用悪水路	用悪水路	53.00	
長井市	成田	町屋川原	1041-3	宅地	宅地	114.13	
長井市	成田	町屋川原	1042-4	用悪水路	用悪水路	59.00	
長井市	成田	町屋川原	1042-5	宅地	宅地	97.06	
長井市	成田	町屋川原	1044-2	用悪水路	用悪水路	90.00	
長井市	成田	町屋川原	1044-3	宅地	宅地	121.66	
長井市	成田	町屋川原	1045-2	用悪水路	用悪水路	180.00	
長井市	成田	町屋川原	1045-3	宅地	宅地	218.72	
長井市	成田	町屋川原	1046-4	用悪水路	用悪水路	40.00	
長井市	成田	町屋川原	1046-5	用悪水路	用悪水路	91.00	
長井市	成田	町屋川原	1046-6	宅地	宅地	168.18	
長井市	成田	町屋川原	1046-7	用悪水路	用悪水路	17.00	
長井市	成田	町屋川原	1046-8	宅地	宅地	66.33	
長井市	成田	町屋川原	1047-3	公衆用道路	公衆用道路	422.00	
長井市	成田	窪前	1055-1	宅地	宅地	2,980.72	
長井市	成田	窪前	1055-3	用悪水路	用悪水路	297.00	
長井市	成田	窪前	1061-1	田	田	947.00	
長井市	成田	窪前	1061-11	公衆用道路	公衆用道路	60.00	
長井市	成田	在家下	1061-2	田	田	990.00	
長井市	成田	在家下	1061-9	宅地	宅地	2.19	
長井市	成田	在家下	1061-10	田	田	37.00	
長井市	成田	在家下	1061-12	公衆用道路	公衆用道路	205.00	
長井市	成田	在家下	1061-13	公衆用道路	公衆用道路	12.00	
長井市	成田	窪前	1061-3	公衆用道路	公衆用道路	152.00	
長井市	成田	窪前	1061-5	公衆用道路	公衆用道路	45.00	

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	成田	窪前	1061-6	公衆用道路	公衆用道路	162.00	
長井市	成田	窪前	1061-7	公衆用道路	公衆用道路	5.77	
長井市	成田	窪前	1065	原野	宅地	3,376.00	
長井市	成田	窪前	1066-1	公衆用道路	雑種地・宅	139.00	
長井市	成田	窪前	1066-12	公衆用道路	公衆用道路	50.00	
長井市	成田	窪前	1066-17	宅地	宅地	279.90	
長井市	成田	窪前	1066-18	宅地	宅地	297.29	
長井市	成田	窪前	1066-19	宅地	宅地	271.23	
長井市	成田	窪前	1066-20	宅地	宅地	324.28	
長井市	成田	在家下	1066-2	宅地	宅地	188.42	
長井市	成田	在家下	1066-14	公衆用道路	公衆用道路	78.00	
長井市	成田	在家下	1066-21	宅地	宅地	2.16	
長井市	成田	窪前	1066-3	公衆用道路	公衆用道路	234.00	
長井市	成田	窪前	1066-5	田	田	2,446.00	
長井市	成田	窪前	1066-6	田	田	1,001.00	
長井市	成田	窪前	1066-8	田	田	1,371.00	
長井市	成田	窪前	1066-13	公衆用道路	公衆用道路	16.00	
長井市	成田	窪前	1066-10	公衆用道路	公衆用道路	37.00	
長井市	成田	窪前	1066-11	公衆用道路	公衆用道路	79.00	
長井市	成田	窪前	1067-1	田	田	437.00	
長井市	成田	窪前	1067-7	田	田	1,255.00	
長井市	成田	窪前	1067-3	田	田	5,387.00	
長井市	成田	開	1172-1	宅地	宅地	3,454.48	
長井市	成田	開	1180-1	田	田	2,182.00	
長井市	成田	開	1181-1	田	田	969.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-2	雑種地	宅地	166.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-17	公衆用道路	公衆用道路	44.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-18	雑種地	宅地	7.02	
長井市	成田	町屋川原	1181-3	公衆用道路	公衆用道路	264.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-8	公衆用道路	公衆用道路	296.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-9	公衆用道路	公衆用道路	56.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-10	公衆用道路	公衆用道路	15.00	
長井市	成田	町屋川原	1181-11	公衆用道路	公衆用道路	7.58	
長井市	成田	開	1182	宅地	宅地	1,359.47	
長井市	成田	開	1182-2	宅地	宅地	28.71	
長井市	成田	開	1183-1	宅地	宅地	679.31	
長井市	成田	町屋川原	1183-3	公衆用道路	公衆用道路	6.61	
長井市	成田	町屋川原	1183-4	公衆用道路	公衆用道路	112.00	
長井市	成田	町屋川原	1183-5	公衆用道路	公衆用道路	140.00	
長井市	成田	窪前	1072	田	田	1,650.00	
長井市	成田	窪前	1077-2	田	田	3,869.00	
長井市	成田	町屋川原	2613	宅地	宅地	3,441.00	
長井市	成田	町屋川原	2614	宅地	宅地	56.00	
長井市	成田	町屋川原	2615-1	宅地	宅地	1,160.51	
長井市	成田	町屋川原	2615-2	用悪水路	用悪水路	34.00	
(424 筆)						273,561.50	
					宅地	218,640.08	
					田	33,594.63	
					畑	1,976.51	
					原野	382.99	
					雑種地	1,140.50	
					雑種地・宅	252.00	
					公衆用道路	14,082.94	
					用悪水路	2,148.85	
					墓地	1,343.00	
					合計	273,561.50	

【今泉地区】

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	今泉	前谷地	2521	用悪水路	用悪水路	420	
長井市	今泉	前谷地	2522	田	田	2,627	
長井市	今泉	前谷地	2523	田	田	3,039	
長井市	今泉	前谷地	2524	田	田	3,025	
長井市	今泉	前谷地	2525	田	田	3,046	
長井市	今泉	前谷地	2526	田	田	3,029	
長井市	今泉	前谷地	2527	田	田	3,034	
長井市	今泉	前谷地	2594	田	田	2,919	
長井市	今泉	前谷地	2595	田	田	444	
長井市	今泉	前谷地	2596	田	田	2,536	
長井市	今泉	前谷地	2597	田	田	2,965	
長井市	今泉	前谷地	2598	田	田	1,304	
長井市	今泉	前谷地	2599	田	田	597	
長井市	今泉	前谷地	2600-1	田	田	744	
長井市	今泉	前谷地	2600-2	田	田	325	
長井市	今泉	前谷地	2601-1	田	田	2,970	
長井市	今泉	前谷地	2601-2	田	田	3,054	
長井市	今泉	前谷地	2602	田	田	2,811	
長井市	今泉	前谷地	2603	田	田	1,414	
長井市	今泉	前谷地	2604	田	田	1,308	
長井市	今泉	前谷地	2605	田	田	2,717	
長井市	今泉	前谷地	2606	田	田	2,675	
長井市	今泉	前谷地	2607	田	田	2,629	
長井市	今泉	前谷地	2608	田	田	2,223	
長井市	今泉	前谷地	2609	田	田	2,129	
長井市	今泉	前谷地	2690	公衆用道路	公衆用道路	508	
長井市	今泉	前谷地	2697	公衆用道路	公衆用道路	1,504	
長井市	今泉	前谷地	2698	用悪水路	用悪水路	258	
長井市	今泉	前谷地	2700	用悪水路	用悪水路	1,785	
長井市	今泉	前谷地	2703	用悪水路	用悪水路	675	
長井市	今泉	前谷地	2704	公衆用道路	公衆用道路	2,805	
長井市	今泉	前谷地	2705	用悪水路	用悪水路	237	
長井市	今泉	前谷地	2706	用悪水路	用悪水路	269	
長井市	今泉	前谷地	2707	用悪水路	用悪水路	1,007	
長井市	今泉	前谷地	2708	用悪水路	用悪水路	317	
長井市	今泉	前谷地	402-20	田	田	114	
長井市	今泉	中谷地	2481	田	田	2,219	
長井市	今泉	中谷地	2482	田	田	2,195	
長井市	今泉	中谷地	2483	田	田	3,147	
長井市	今泉	中谷地	2484	田	田	3,153	
長井市	今泉	中谷地	2485	田	田	3,127	
長井市	今泉	中谷地	2486	田	田	3,145	
長井市	今泉	中谷地	2487	田	田	3,145	
長井市	今泉	中谷地	2488	田	田	3,125	
長井市	今泉	中谷地	2489	田	田	3,140	
長井市	今泉	中谷地	2490	田	田	3,127	
長井市	今泉	中谷地	2491	田	田	525	
長井市	今泉	中谷地	2492	田	田	2,449	
長井市	今泉	中谷地	2493	田	田	2,964	
長井市	今泉	中谷地	2494	田	田	3,140	
長井市	今泉	中谷地	2495	田	田	3,137	
長井市	今泉	中谷地	2496	田	田	3,130	
長井市	今泉	中谷地	2497	田	田	3,144	
長井市	今泉	中谷地	2498	田	田	3,135	
長井市	今泉	中谷地	2499	田	田	3,132	
長井市	今泉	中谷地	2500	田	田	3,123	
長井市	今泉	中谷地	2501	田	田	3,117	
長井市	今泉	中谷地	2502	田	田	2,158	
長井市	今泉	中谷地	2503	田	田	280	
長井市	今泉	中谷地	2504	田	田	1,921	
長井市	今泉	中谷地	2505	用悪水路	用悪水路	827	
長井市	今泉	中谷地	2506-1	用悪水路	用悪水路	1,428	

所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
長井市	今泉	中谷地	2506-2	用悪水路	用悪水路	330	
長井市	今泉	中谷地	2507	用悪水路	用悪水路	382	
長井市	今泉	中谷地	2508	公衆用道路	公衆用道路	1,697	
長井市	今泉	中谷地	2509	用悪水路	用悪水路	766	
長井市	今泉	中谷地	2511	用悪水路	用悪水路	882	
長井市	今泉	中谷地	2518	用悪水路	用悪水路	747	
長井市	今泉	中谷地	2520	用悪水路	用悪水路	997	
長井市	今泉	中谷地	2517	公衆用道路	公衆用道路	2,151	
長井市	今泉	中谷地	2459	田	田	2,842	
長井市	今泉	中谷地	2460	田	田	1,376	
長井市	今泉	中谷地	2461	田	田	1,452	
長井市	今泉	中谷地	2462	田	田	2,817	
長井市	今泉	中谷地	2463	田	田	2,807	
長井市	今泉	中谷地	2464	田	田	423	
長井市	今泉	中谷地	2465	田	田	950	
長井市	今泉	中谷地	2466	田	田	1,450	
長井市	今泉	中谷地	2467-1	田	田	2,608	
長井市	今泉	中谷地	2467-2	田	田	200	
長井市	今泉	中谷地	2468	田	田	2,702	
長井市	今泉	中谷地	2453	田	田	2,114	
長井市	今泉	中谷地	2454	田	田	707	
長井市	今泉	中谷地	2455	田	田	2,838	
長井市	今泉	中谷地	2456	田	田	2,851	
長井市	今泉	中谷地	2457	田	田	2,822	
長井市	今泉	中谷地	2458	田	田	2,830	
長井市	今泉	中谷地	2469	田	田	2,960	
長井市	今泉	中谷地	2470	田	田	3,125	
長井市	今泉	中谷地	2471-1	田	田	1,796	
長井市	今泉	中谷地	2471-2	雑種地	雑種地	575	
長井市	今泉	中谷地	2472-3	田	田	89	
長井市	今泉	中谷地	2472-1	田	田	691	
長井市	今泉	中谷地	2473-1	田	田	3,091	
長井市	今泉	中谷地	2474	田	田	3,124	
長井市	今泉	中谷地	2475	田	田	3,130	
長井市	今泉	中谷地	2476	田	田	3,122	
長井市	今泉	中谷地	2477	田	田	3,133	
長井市	今泉	中谷地	2478	田	田	3,118	
長井市	今泉	中谷地	2479	田	田	2,199	
長井市	今泉	中谷地	2480	田	田	2,185	
(100 筆)						204,675.00	
						田	184,108.00
						雑種地	575.00
						公衆用道路	8,665.00
						用悪水路	11,327.00
						合計	204,675.00

別紙－２ 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称・事業量	事業主体	事業着工～ 完了年度	対図 番号
農地中間管理機構関連農地整備事業(森・東五十川地区)	45	1,310,000	農地整備 45ha	山形県	令和7年度～ 令和12年度	1
農業競争力強化農地整備事業(成田地区)	187	3,425,000	農地整備 187ha	山形県	平成29年度～ 令和12年度	2
農業競争力強化農地整備事業(草岡地区)	216	4,076,000	農地整備 216ha	山形県	平成29年度～ 令和12年度	3
農業集落排水施設整備事業(今泉地区)	98	346,000	農業集落排水施設整備 98ha	長井市	令和1年度～ 令和4年度	4
農業集落排水施設整備事業(大久保地区)	50	200,000	農業集落排水施設整備 98ha	長井市	令和4年度～ 令和6年度	5
農業用河川工作物等応急対策事業(諏訪堰2期地区)	50	106,000	頭首工 50ha	山形県	平成30年度～ 令和4年度	6
農村防災施設整備事業(長井地区)	30	33,000	防火水槽設置 98ha	長井市	平成30年度～ 令和2年度	7
農地耕作改善事業(野川4地区)	2,266	4,000	用水路整備 2,266ha	土地改良区	令和2年度～ 令和2年度	8
地域用水環境整備事業(野川地区)	2,114	605,000	小水力発電施設	山形県	平成24年度～ 平成30年度	9
水路施設等整備事業(野川地区)	420	140,000	用水路整備 3,632m	山形県	平成25年度～ 平成31年度	10
水路施設等整備事業(諏訪堰地区)	48	35,000	用水路整備 6,700m	山形県	平成26年度～ 平成31年度	11
農地耕作改善事業(野川地区)	45	15,000	排水路整備 600m	土地改良区	平成30年度～ 平成30年度	12
農業基盤整備促進事業(白鷹地区)	1	2,000	管水路整備	土地改良区	平成28年度～ 平成28年度	13
県面の集積事業(下九野本地区)	47	734,000	農地整備 47ha	山形県	平成29年度～ 令和12年度	14
団基盤整備促進事業(野川地区)	1,224	89,000	用排水路整備 3,490m	土地改良区	平成24年度～ 平成27年度	15

別紙ー３ 主な既存企業の概要

№	事業所名	所在地	従業員数	主要製品
1	協同薬品工業株式会社	本町 2-10-6	25	医薬品製剤製造業
2	サンリット工業株式会社	今泉 1371	140	アルミ鍛造、樹脂成型
3	ケミコン山形株式会社	幸町 1-1	236	各種コンデンサの製造・販売
4	加賀マイクロソリューション株式会社	時庭 1960	130	電子計算機・同附属装置製造業
5	山形精密鑄造株式会社	成田 768-2	180	自動車部分品・附属品製造業（ロストワックス）
6	株式会社三協製作所	今泉 1680 番地	135	非鉄金属部品製造業
7	株式会社丸秀 長井工場	成田開 2	150	産業用運搬車両部品製造
8	古河電工パワーシステムズ株式会社	今泉字山田 1812	135	送電線用架線金物、配電線用架線金物、その他
9	山形日信電子株式会社	草岡 2558-2	126	プリント基板実装、組立 ハイブリット IC 生産
10	サンリット化成株式会社	時庭 2306	90	プラスチック成型
11	有限会社三立	成田700-2	82	組立・検査作業受託、光学部品製造
12	株式会社トップパーツ	時庭1920	27	電子部品・デバイス製造業
13	光洋精機株式会社	九野本2133	84	難削材、快削鋼、チタン、ステンレス、真鍮、アルミ材などの CNC 自動複合旋盤・マシニングセンターなどによる加工
14	株式会社山口製作所	舟場25-35	65	省力化・オリジナル用自動機械装置の設計、製作/精密部品加工/治工具
15	株式会社カワイ化工	成田字大柳698-1	85	各種表面処理加工
16	朝日金属工業株式会社	平山647-1	60	精密プレス金型・プレス部品製造
17	テクノ・モリオカ株式会社	成田2613	61	水処理機器、水質管理計器、計測制御機器の研究開発・製造・販売・保守
18	株式会社椎名製作所	草岡1745	56	アルミダイカスト、機械加工
19	テラシマ電子株式会社	本町2-12-8	45	自動車用コネクタ検査、小型ACモーター・光学製品組立
20	株式会社四釜製作所	成田853-4	50	省力化機械、治工具設計製作、各種機械部品製作、精密板金、特殊溶接、各種塗装、各種組立

別紙－４ 立地条件表

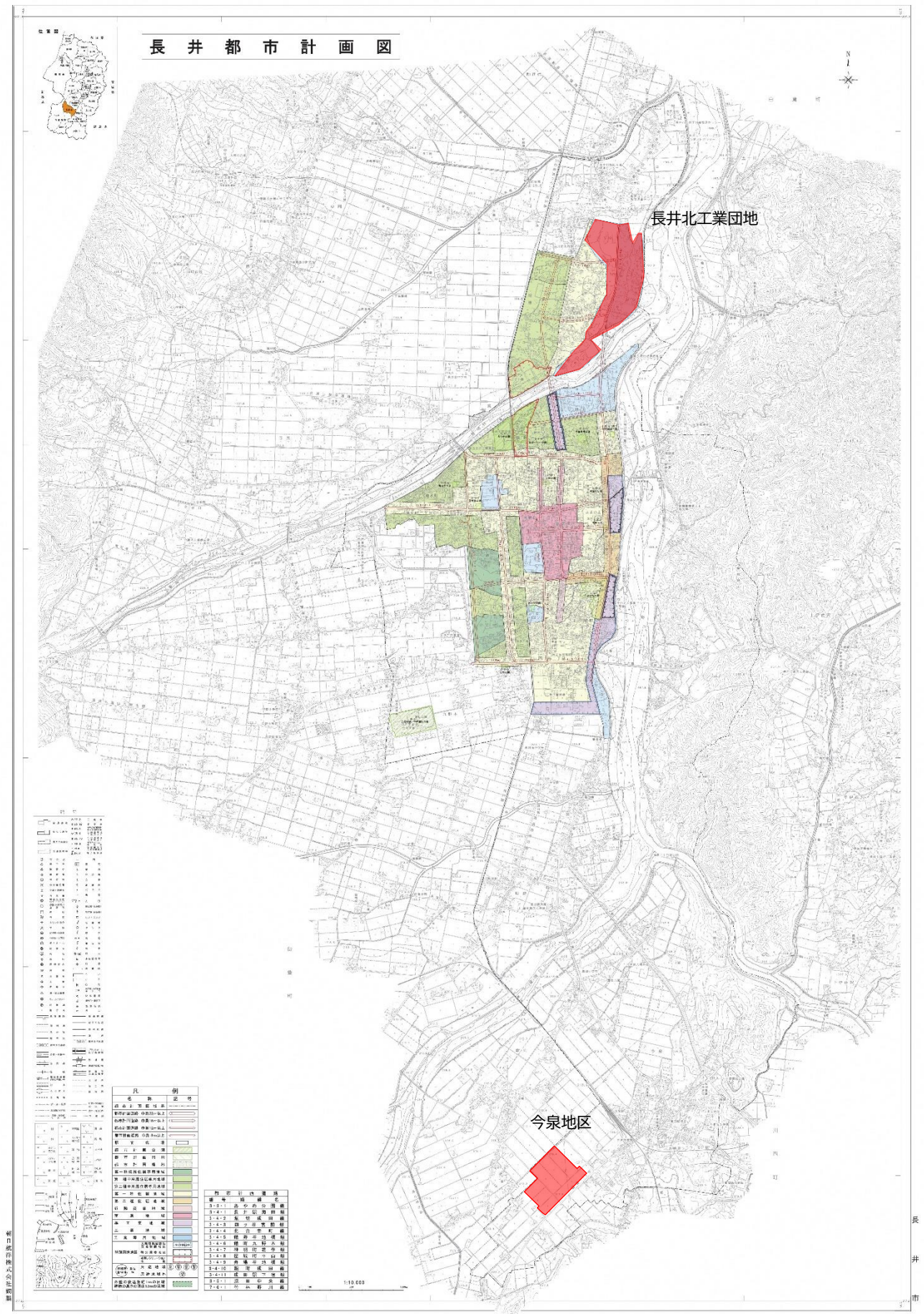
立地条件表					令和４年２月調査				
産業導入地区の名称		長井北地区							
造成区分	①造成済	２造成中	３計画有	４非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積	分譲済				長井市土地開発公社				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)				
売却(予定) 価 格	円/㎡	円/㎡	円/㎡	円/㎡	立地企業他				
地盤・地質	(1)地質 第２種 (2)地耐力(N値) 30～50t/㎡ (3)杭打可能な地盤までの深さ 1.5m								
用水・排水 条 件	(1)海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む) <table border="1"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table>					可	否	1	②
可	否								
1	②								
	(2)工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月 価格 年 月 円/㎥ (A) 使用可能量(余裕水量) ㎥/日								
	(3)地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (B) 取水可能量(安全揚水量) 2,000㎥/日								
	(4)表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (水源名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 ㎥/日								
	(5)淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量 2,000㎥/日								
	(6)上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 利用可能年月日 価格 使用可能量(余裕水利用) 長井市上水道事業 昭和 47 年 4 月 215 円/㎥ ㎥/日								
	(7)排水条件 種別 C 種 排水先 水域名 最上川								

輸送条件	(1) 主要道路への距離 <table border="1"> <tr> <td>最寄国道 287 号まで</td><td>1,500m</td></tr> <tr> <td>高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで</td><td>19,700m</td></tr> </table> (2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) 新幹線駅 <table border="1"><tr><td>山形新幹線 赤湯駅</td><td>17,400m</td></tr></table> 通勤駅 <table border="1"><tr><td>山形鉄道フラワー長井線 羽前成田駅</td><td>1,500m</td></tr></table> 専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む) <table border="1"> <tr> <td>可</td><td>否</td></tr> <tr> <td>1</td><td>②</td></tr> </table> (3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深) <table border="1"> <tr> <td>(港名) 新潟港</td><td>127km</td><td>12m</td></tr> </table> (4) 最寄空港への距離 <table border="1"> <tr> <td>(港名) 山形空港</td><td>52.2 km</td></tr> </table>	最寄国道 287 号まで	1,500m	高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで	19,700m	山形新幹線 赤湯駅	17,400m	山形鉄道フラワー長井線 羽前成田駅	1,500m	可	否	1	②	(港名) 新潟港	127km	12m	(港名) 山形空港	52.2 km
最寄国道 287 号まで	1,500m																	
高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで	19,700m																	
山形新幹線 赤湯駅	17,400m																	
山形鉄道フラワー長井線 羽前成田駅	1,500m																	
可	否																	
1	②																	
(港名) 新潟港	127km	12m																
(港名) 山形空港	52.2 km																	
電力条件	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧 <table border="1"> <tr> <td>6,600V</td></tr> </table> (2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。 ① 変電所名 <table border="1"><tr><td>東北電力 長井変電所</td></tr></table> 2 引込可能高圧線 <table border="1"><tr><td>m</td></tr></table>	6,600V	東北電力 長井変電所	m														
6,600V																		
東北電力 長井変電所																		
m																		
都市機能	主要都市への距離 (1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) <table border="1"><tr><td>米沢市</td><td>26.8km</td></tr></table> (2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) <table border="1"><tr><td>山形市</td><td>41.8 km</td></tr></table>	米沢市	26.8km	山形市	41.8 km													
米沢市	26.8km																	
山形市	41.8 km																	
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <table border="1"><tr><td>26,109 人</td></tr></table> (2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) <table border="1"><tr><td>213,546 人</td></tr></table> (通勤圏に入る市町村数 7 : 米沢市、上山市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町) ※令和 4 年 1 月現在	26,109 人	213,546 人															
26,109 人																		
213,546 人																		
その他	特記事項なし																	

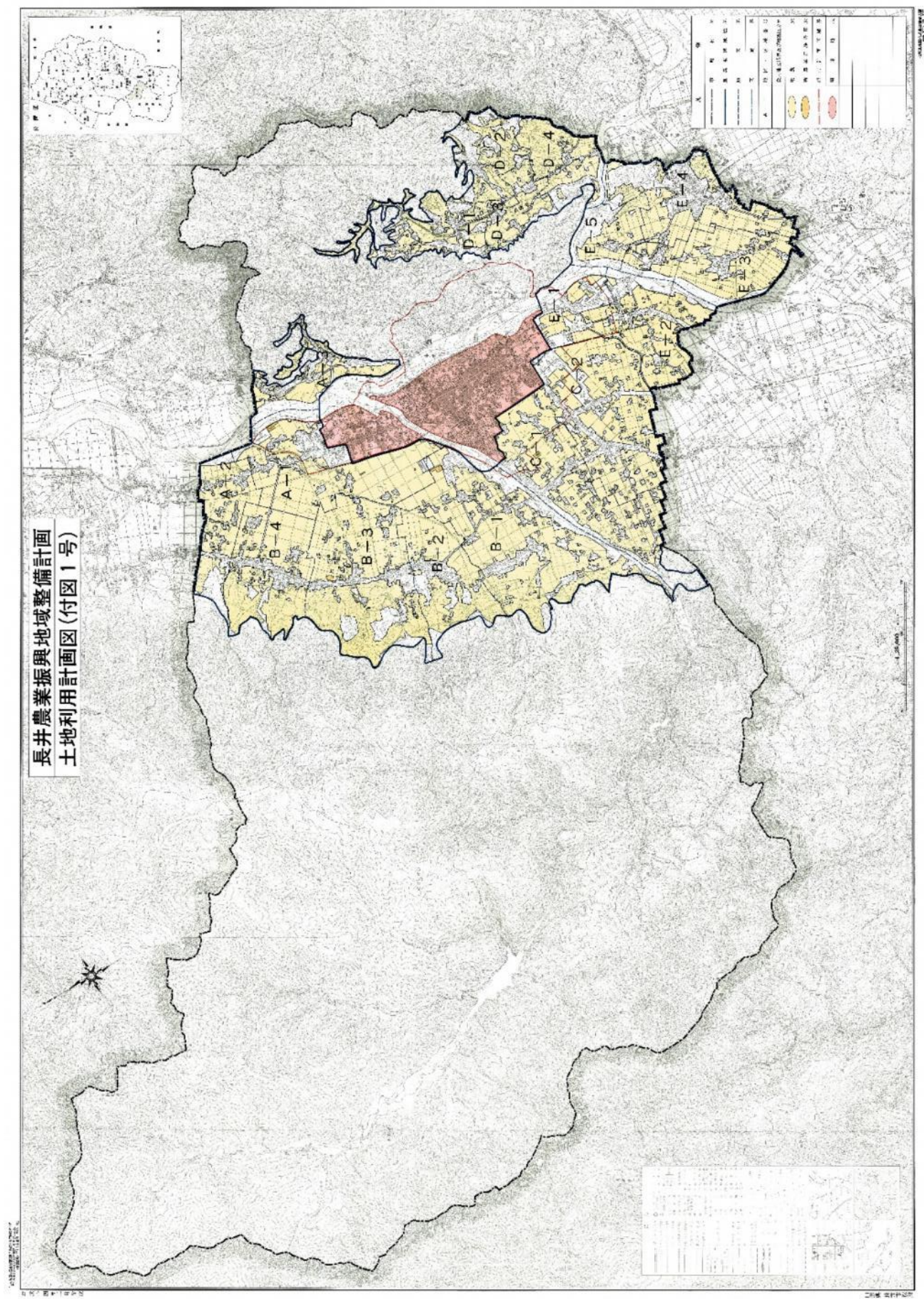
立地条件表					令和 4 年 2 月調査				
産業導入地区の名称		今泉地区							
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積					長井市				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)				
売却(予定) 価 格	円/㎡	円/㎡	円/㎡	円/㎡	地権者 30 名他				
地盤・地質									
(1) 地質 (2) 地耐力(N値) t/㎡									
(3) 杭打可能な地盤までの深さ 									
用水・排水条件									
(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">可</td> <td style="padding: 2px 10px;">否</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">1</td> <td style="padding: 2px 10px;">②</td> </tr> </table> (該当する項目を○で囲む)						可	否	1	②
可	否								
1	②								
(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月 価 格 年 月 円/㎥ (A) 使用可能量(余裕水量) ㎥/日									
(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (B) 取水可能量(安全揚水量) /日									
(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 ㎥/日									
(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量 ㎥/日									
(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 利用可能年月日 価 格 使用可能量(余裕水利用) 長井市上水道事業 昭和 47 年 4 月 215 円/㎥ ㎥/日									
(7) 排水条件 種別 A 種 排水先 今泉地区農業集落排水処理施設									

輸送条件	(1) 主要道路への距離 <table border="1"> <tr> <td>最寄国道 113 号まで</td><td>隣接</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで</td><td>12,800m</td></tr> </table> (2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) 新幹線駅 <table border="1"><tr><td>山形新幹線 赤湯駅</td></tr></table> 10,700m 通勤駅 <table border="1"><tr><td>山形鉄道フラワー長井線 今泉駅</td></tr></table> 1,200m 専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む) <table border="1"> <tr> <td>可</td><td>否</td></tr> <tr> <td>1</td><td>②</td></tr> </table> (3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深) <table border="1"> <tr> <td>(港名) 新潟港</td><td>114 km</td><td>12m</td></tr> </table> (4) 最寄空港への距離 <table border="1"> <tr> <td>(港名) 山形空港</td><td>63.9 km</td></tr> </table>	最寄国道 113 号まで	隣接	高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで	12,800m	山形新幹線 赤湯駅	山形鉄道フラワー長井線 今泉駅	可	否	1	②	(港名) 新潟港	114 km	12m	(港名) 山形空港	63.9 km
最寄国道 113 号まで	隣接															
高速道路 東北中央自動車道 南陽高島 IC まで	12,800m															
山形新幹線 赤湯駅																
山形鉄道フラワー長井線 今泉駅																
可	否															
1	②															
(港名) 新潟港	114 km	12m														
(港名) 山形空港	63.9 km															
電力条件	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧 <table border="1"> <tr> <td>6,600 V</td></tr> </table> (2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。 1 変電所名 <table border="1"><tr><td></td></tr></table> ② 引込可能高圧線 <table border="1"><tr><td></td></tr></table>	6,600 V														
6,600 V																
都市機能	主要都市への距離 (1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) <table border="1"><tr><td>米沢市</td></tr></table> 19.3km (2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) <table border="1"><tr><td>山形市</td></tr></table> 44.0 km	米沢市	山形市													
米沢市																
山形市																
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <table border="1"><tr><td>26,109 人</td></tr></table> (2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) <table border="1"><tr><td>213,546 人</td></tr></table> (通勤圏に入る市町村数 7 : 米沢市、上山市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町) ※令和 4 年 1 月現在	26,109 人	213,546 人													
26,109 人																
213,546 人																
その他	特記事項なし															

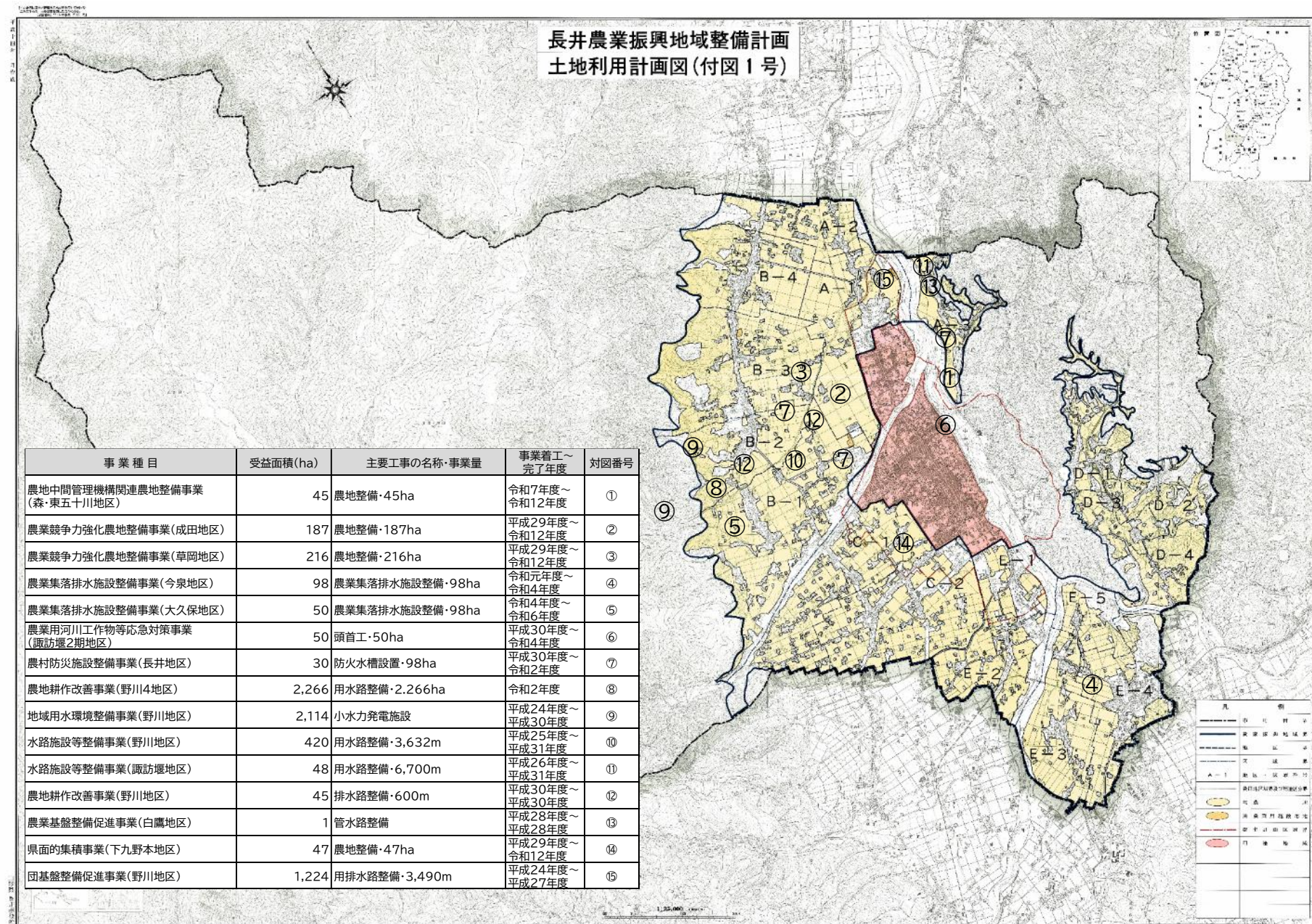
別図－1 産業導入地区位置図



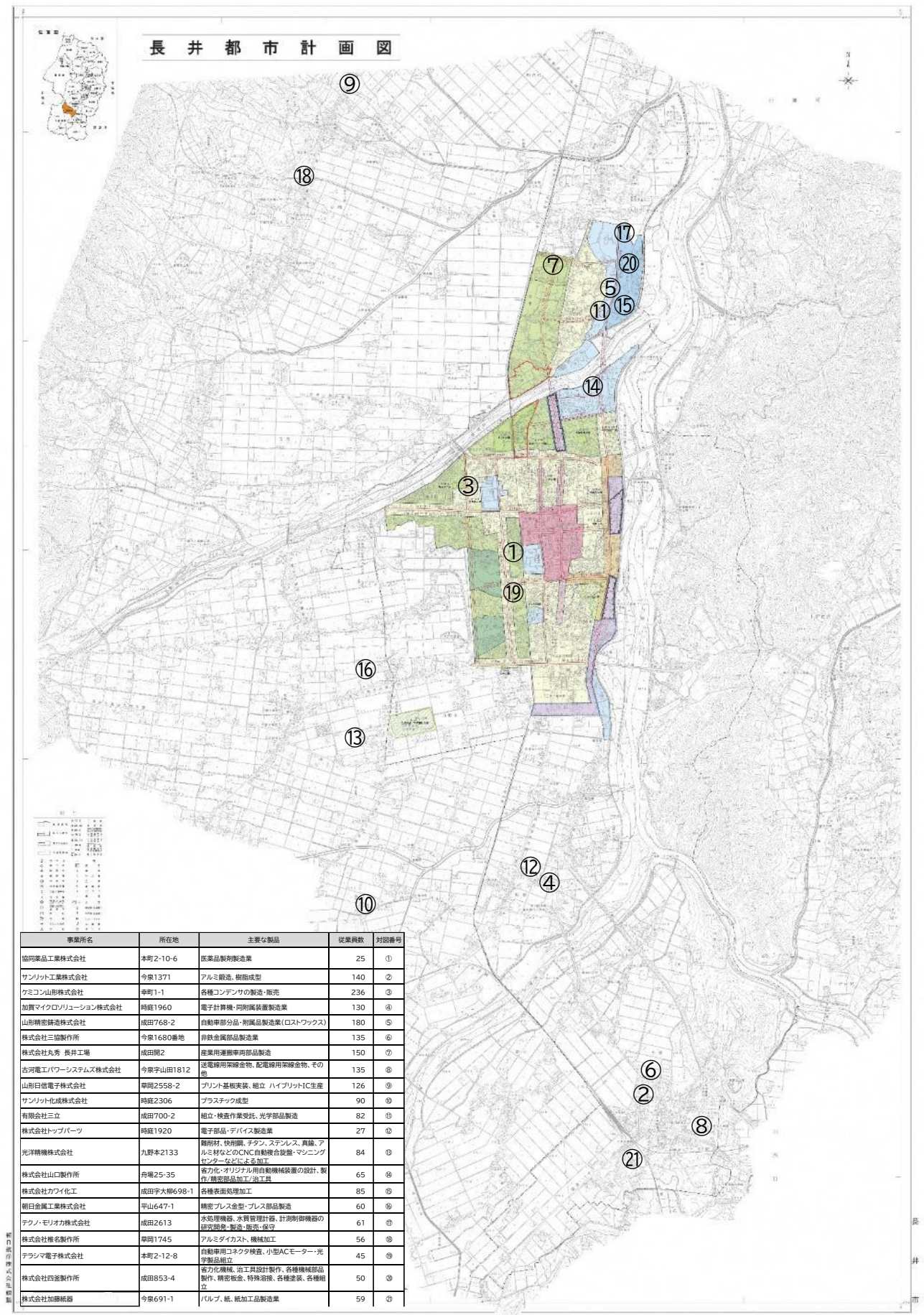
別図－2 農業振興地域土地利用計画図



別図－3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図(農業生産基盤整備状況図)



別図－４ 主な既存企業の位置図



別図－5 集成図写(今泉地区)

